

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和2年6月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20200601	黒沢ロジテック 株式会社 (法人番号2010401008762) 代表者黒澤 明彦	東京都港区麻布台3-4-4-401	本社	東京都港区南麻布2-10-5	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項	法令で規定された報告書に関して法令違反の疑いがあったことを端緒として、令和元年8月27日及び令和元年10月11日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(2)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
20200602	株式会社 トランスシグマ (法人番号1010401008368) 代表者野崎 真史	茨城県常総市馬場2380番地2	本社	茨城県常総市馬場2380番地4	輸送施設の使用停止 (190日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、平成30年11月13日及び同年12月4日、監査を実施。14件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)乗務時間等告示なお書きの遵守違反(安全規則第3条第4項)、(3)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(4)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(5)乗務等の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(6)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(7)運行指示書による指示義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(8)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(9)初任、高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(10)初任、高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(11)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条)、(12)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第15条)、(13)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(14)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	19	19
20200602	株式会社 秀機産業(法人番号6020001088060) 代表者松野 秀樹	神奈川県横浜市保土ヶ谷区上菅田町1188-1	本社	神奈川県横浜市緑区鴨居7-11-16 こさかハイツ101	輸送施設の使用停止 (180日車)、安全確保命令	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項	法令で規定された報告書に関して法令違反の疑いがあったことを端緒として、令和元年9月3日、監査を実施。11件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)乗務等の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条)、(10)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(11)報告義務違反(貨物自動車運送事業報告規則第2条)	18	18
20200602	株式会社 栃木トランスネット(法人番号2060001011740) 代表者湯田 孝次	栃木県那須塩原市豊浦10-706	株式会社栃木トランスネット	栃木県那須塩原市豊浦10-706	輸送施設の使用停止 (10日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和元年12月4日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(4)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(5)報告義務違反(貨物自動車運送事業報告規則第2条)	1	1

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和2年6月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20200602	有限会社 ナツトランス ポート(法人番号 5040002016928) 代表者 島光 博之	千葉県千葉市中央区春日1-20-2	本社	千葉県千葉市美浜区高浜2-2-1	輸送施設の使用停止 (50日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	酒気帯び運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和元年8月29日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)乗務等の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(4)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)事業の健全な発達を阻害する競争のうち社会保険等に未加入のもの(貨物自動車運送事業法第25条第2項)、(6)報告義務違反(貨物自動車運送事業報告規則第2条)	5	5
20200602	株式会社 ハーモセレ(法人 番号5140001050752) 代表者 吉川 貴雄	大阪府大阪市此花区梅町2-2-13	東京	千葉県船橋市馬込町83 3-2エミネス馬込沢1 03号室	輸送施設の使用停止 (60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	救護措置義務違反があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和元年9月2日、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)乗務等の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条)、(7)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第15条)、(8)運行管理者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)、(9)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(10)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	6	6
20200602	躍進運輸 株式会社(法人 番号4080101004335) 代表者 佐藤 栄祐	静岡県御殿場市川島田1698-357	川崎	神奈川県川崎市川崎市 扇町19-2	輸送施設の使用停止 (50日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	行政処分等を受けたにもかかわらず改善が認められないことを端緒として、令和元年11月15日、同年12月2日及び同年12月16日監査を実施。4件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)乗務等の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(3)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(4)報告義務違反(貨物自動車運送事業報告規則第2条)	8	8
20200602	有限会社 宝井運送(法人 番号7060002010373) 代表者 清水 輝昭	栃木県宇都宮市下田原町2888-41	本社	栃木県宇都宮市立伏町9 48-209	輸送施設の使用停止 (30日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和元年9月17日、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	3	3

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和2年6月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20200602	株式会社 アンビヤス(法人番号8011701015278) 代表者安田 幸夫	東京都江戸川区一之江7-12-6 2F	本社	東京都江戸川区一之江4-10-11 1F	輸送施設の使用停止(90日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	法令違反の疑いがあることを端緒として、令和元年11月22日、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第15条)、(7)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(8)報告義務違反(貨物自動車運送事業報告規則第2条)	9	9
20200602	花塚運輸 株式会社(法人番号5060001011515) 代表者花塚 昌美	栃木県那須塩原市上厚崎330-6	本社	栃木県那須塩原市上厚崎330-6	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和元年8月9日、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)事業の健全な発達を阻害する競争のうち社会保険等に未加入のもの(貨物自動車運送事業法第25条第2項)、(4)運賃及び料金の未届出(貨物自動車運送事業報告規則第2条の2)	1	1
20200602	みちのく陸運 株式会社(法人番号5380001001681) 代表者遠藤 武義	福島県福島市飯坂町平野字若狭小屋14-6	栃木	栃木県那須塩原市豊浦3-33	輸送施設の使用停止(55日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	労働局からの通報を端緒として、令和元年1月24日、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条)	6	6
20200611	株式会社 YSJ(法人番号4030001119072) 代表者八木 孝之	埼玉県越谷市大間野町4-201-10	本社	埼玉県草加市長栄2-48-5-104	輸送施設の使用停止(180日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和元年9月3日、同月30日監査を実施。15件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)乗務等の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条)、(8)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第15条)、(9)運行管理者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)、(10)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(11)運行管理補助者の要件違反(安全規則第18条第3項)、(12)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(13)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(14)報告義務違反(貨物自動車運送事業報告規則第2条)、(15)運賃及び料金の未届出(貨物自動車運送事業報告規則第2条の2)	18	18

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和2年6月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20200611	アートバンライン 株式会社(法人番号5120901015088) 代表者 木谷 誠二	大阪府茨木市島3丁目5番48号	横浜	神奈川県横浜市神奈川区三枚町108-7	輸送施設の使用停止(70日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	法令違反の疑いがあることを端緒として、令和元年9月4日、同年9月26日及び令和2年1月9日監査を実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)乗務時間等告示なお書きの遵守違反(安全規則第3条第4項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)乗務等の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運行指示書による指示義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(7)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第15条)	7	7
20200611	有限会社 柿沼運輸(法人番号4030002114543) 代表者 柿沼 康将	埼玉県大里郡妻沼町大字善ヶ島524-5	本社	埼玉県大里郡妻沼町大字善ヶ島524-5	輸送施設の使用停止(140日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和元年10月10日、監査を実施。15件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)乗務等の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)高齢運転者に対する適性診断受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条)、(10)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第15条)、(11)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(12)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(13)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(14)報告義務違反(貨物自動車運送事業報告規則第2条)、(15)運賃及び料金の未届出(貨物自動車運送事業報告規則第2条の2)	14	14
20200616	成田空港輸送 株式会社(法人番号1040001058867) 代表者 橋本 清市	千葉県成田市多良貝245-380	本社	千葉県成田市吉岡219-3	輸送施設の使用停止(140日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和元年12月5日、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)乗務等の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運行指示書による指示義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(7)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8)初任運転者に対する適性診断受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(10)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	14	14

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和2年6月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20200616	有限会社 トランスポート・ジュン(法人番号9030002021487) 代表者丸 淳一	埼玉県さいたま市岩槻区鹿室360	本社	埼玉県さいたま市岩槻区鹿室360	輸送施設の使用停止(100日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2	死亡事故を引き起こしたことを端緒として、令和元年11月26日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条)、(5)無車検運行(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条、道路運送車両法第58条第1項)(6)報告義務違反(貨物自動車運送事業報告規則第2条)、(7)運賃及び料金の未届出(貨物自動車運送事業報告規則第2条の2)	10	10
20200617	木村商運 有限会社(法人番号7050002033771) 代表者木村 市郎	茨城県稲敷郡河内町平川341	葛飾	東京都葛飾区奥戸6-10-11	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和2年2月13日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
20200617	有限会社 新星ロジテック(法人番号5060002028517) 代表者神田 英俊	栃木県小山市大字向原新田98-23	本社	栃木県小山市大字向原新田98-23	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項	死亡事故を引き起こしたことを端緒として、令和2年6月2日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
20200623	有限会社 アクティブ(法人番号5030002096970) 代表者小峰 元生	埼玉県東松山市松葉町2-5-12-304	埼玉(旧:川越)	埼玉県坂戸市南町15-10(旧:埼玉県川越市小堤549-198)	輸送施設の使用停止(250日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和元年9月25日、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)点呼の記録の改ざん・不実記載違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)乗務等の記録の改ざん・不実記録違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(5)運行記録計による記録の改ざん・不実記録違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	25	25

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和2年6月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20200623	株式会社 モテギ(法人番号2070001020237) 代表者茂木 透	群馬県邑楽郡大泉町東小泉1-29-6	本社	群馬県邑楽郡大泉町東小泉1-29-6	輸送施設の使用停止(130日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	行政処分等を受けたにもかかわらず改善が認められないことを端緒として、令和元年10月29日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)乗務等の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条)、(7)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第15条)	33	33
20200630	有限会社 新井清掃(法人番号2030002117424) 代表者新井 健治	埼玉県行田市大字下忍221-3	本社	埼玉県行田市大字下忍221-3	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業法第17条第3項	過積載運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和2年2月17日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)過積載運送(貨物自動車運送事業法第17条第3項)	3	3
20200630	株式会社 松栄運送(法人番号8030001095599) 代表者山崎 吉太郎	埼玉県三郷市彦川戸2-104	本社	埼玉県三郷市上彦名346-4-203	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業法第17条第3項	過積載運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和2年3月5日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)過積載運送(貨物自動車運送事業法第17条第3項)	3	3